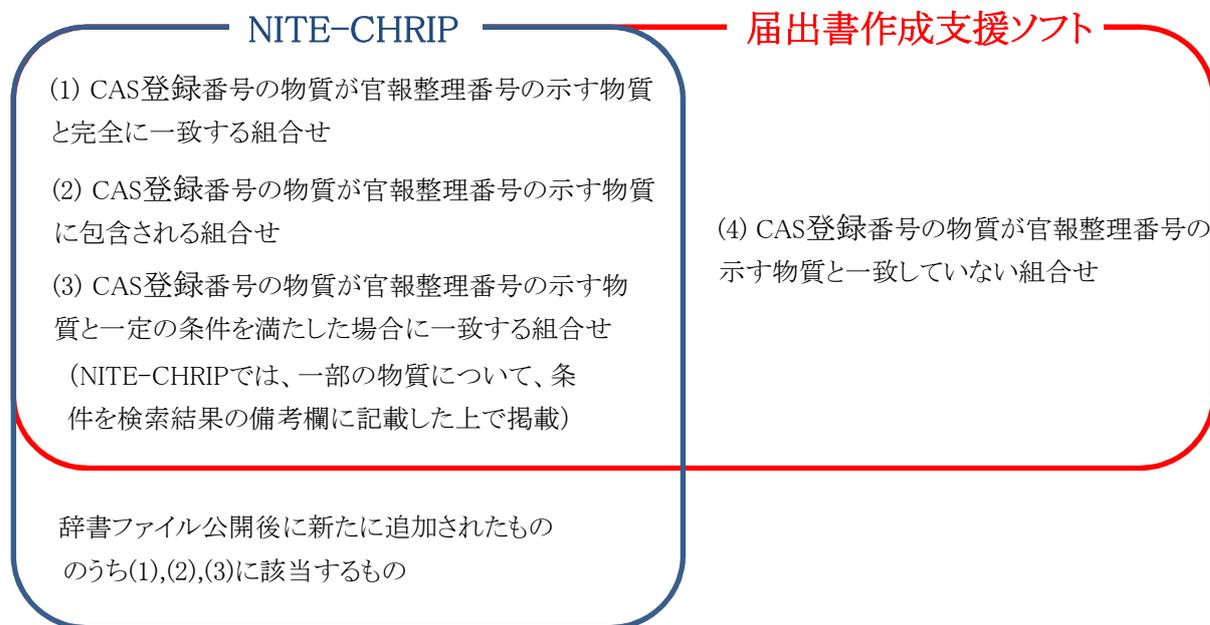
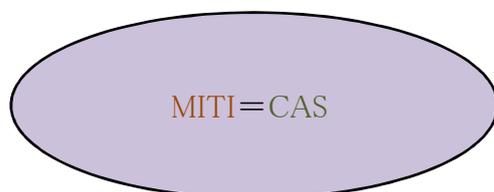


化審法官報整理番号（MITI番号）－CAS登録番号の関連付けに関する
NITE-CHRIPと一般化学物質等製造（輸入）実績等届出書作成支援ソフトの関係について

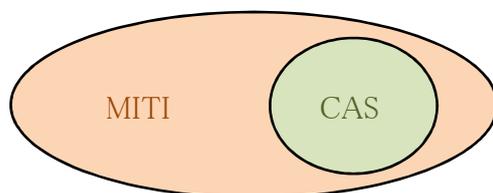
★NITE-CHRIPと一般化学物質等製造（輸入）実績等届出書作成支援ソフトに表示される官報整理番号(MITI番号)とCAS登録番号との組合せは、以下のように異なります。



(1) CAS登録番号の物質が官報整理番号の示す物質と完全に一致する組合せ

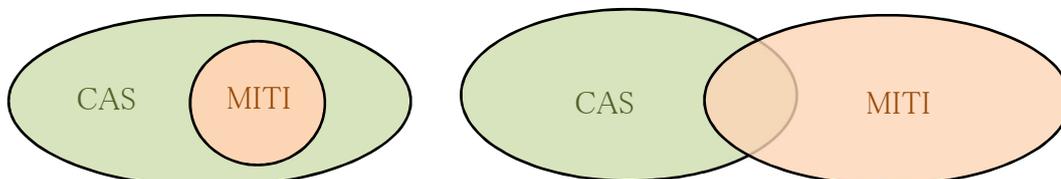


(2) CAS登録番号の物質が官報整理番号の示す物質に包含される組合せ



(3) CAS登録番号の物質が官報整理番号の示す物質と一定の条件を満たした場合に一致する組合せ

⇒NITE-CHRIP では、一部の物質について条件を検索結果の備考欄に記載した上で掲載しています。



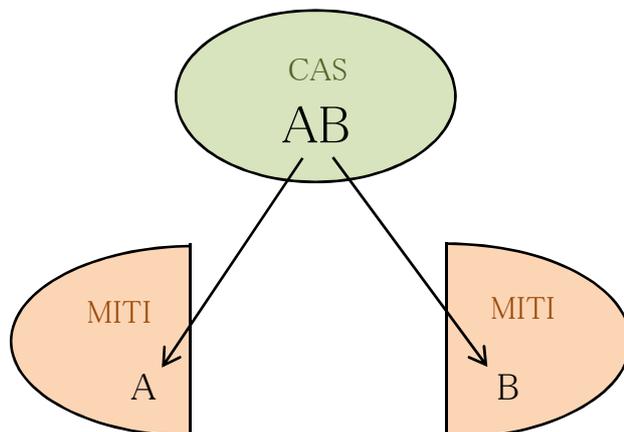
(4)官報整理番号の示す物質とCAS物質が一致していない組合せ

⇒NITE-CHRIPには掲載していません。

⇒届出システムでは、「届出不可」と表示されます。

★化審法運用通知の規定の基づき新規化学物質として取り扱わないものとした物質の取扱いについて

NITE-CHRIPと届出書作成支援ソフトともに、該当する1つ又は複数の官報整理番号が表示されます。



MITI:化審法官報整理番号

CAS:CAS登録番号

CAS登録番号と官報整理番号の組合せの表示の違いの例

- ① NITE-CHRIPにあるCAS登録番号と官報整理番号の組合せが辞書ファイルにはない。
→ NITE化学物質管理センターにおいて、新たに対応関係が確認できた組合せは随時NITE-CHRIPに掲載いたしますが、辞書ファイルではすぐの更新配布を行わないために時間差が出ているものです。この場合には、NITE-CHRIPの情報を利用して下さい。
- ② NITE-CHRIPでは優先評価化学物質となっている組合せが、辞書ファイルでは一般化学物質になっている。
→ NITE-CHRIPでは優先評価化学物質の官報公示がなされた場合にはすぐに掲載しますが、辞書ファイルではすぐの更新配布を行わないために時間差が出ているものです。この場合には、NITE-CHRIPの情報を利用して下さい。
- ③ 辞書ファイルにあるCAS登録番号と官報整理番号の組合せがNITE-CHRIPにはない。
→ CAS登録番号で表される物質の範囲が官報公示名称で表される範囲よりも広いような場合に、一定の条件(官報整理番号で表される範囲に合致するよう、官報整理番号の範囲から外れる構成成分を精製分離する処理をすること等)を満たすことにより、その組合せを一致すると見なすものです(上記の(3)に該当するもの)。
このケースで、CAS物質が新規化学物質かどうかを判断したい場合には、双方の名称などから得られる範囲を確認して下さい。(確認を行い一致すると判断したものについて、当該組合せでの製造・輸入と一般化学物質などの届出が可能です。)

「一般化学物質等製造(輸入)実績等届出書作成支援ソフト」の辞書ファイルについては、下記のページをご覧ください。

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo01.html